

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
76	需品器材の据付等役務(ブラインド)①	陸上自衛隊海田市駐屯地	8.7.31	8.7.3	8.7.10 09時00分	8.7.10 09時00分	無し	市価調査書期限 8.7.8 12時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒736-0053
住所: 広島県安芸郡海田町寿町2-1
契約機関名(担当): 陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 国本
電話番号(内線): 082-822-3101(内2343)
FAX番号: 082-823-4226

- 5 同等品申請書の提出については下記のFAX番号にお願い致します。
Fax: 082-823-4226

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

市場価格調査書

件名リストー連番号	76
-----------	----

¥

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名		規格	単位	数量	単価	金額
需品器材の据付等役務(ブラインド)①		仕様書のとおり	ST	1		
		以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		納期	8.7.31		
契約保証金		免除	見積書有効期間			

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々に
ご協力を頂いております。上記の市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。
同等品の場合は事前に申請をお願いします。
Fax:082-823-4226

担当
国本

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所
会 社 名
代表者名

見積書

件名リストー連番号	76
-----------	----

¥

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名		規格	単位	数量	単価	金額
需品器材の据付等役務(ブラインド)①		仕様書のとおり	ST	1		
		以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		納期	8.7.31		
契約保証金		免除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の
契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))
は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

担当
国本

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所
会 社 名
代表者名

㊞

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
需品器材の据付等役務（ブラインド）①	G Q—Z 0 0 0 0 0 8	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和8年6月30日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	海田市駐屯地業務隊 補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊海田市駐屯地において使用する需品器材の据付役務（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T—C G—Z 0 0 0 0 0 1 A A及びG L T—C G—Z 5 0 0 0 0 2 Qによる。

1.2.1

据付

需品器材の設置及び設置に関わる調整並びに機能点検等の総称をいう。

1.2.2

派遣員

官側の施設等において、据付を実施する物をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T—C G—Z 0 0 0 0 0 1 A A 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T—C G—Z 0 0 0 0 0 2 Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 据付実施場所・期間

据付実施場所・期間については、調達要領指定書によって指定する。

2.2 役務内容

2.2.1 据付機器

据付器材については、契約相手方が準備するものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.2.2 作業内容等

作業内容は、表 1 による。

表1－作業内容

添付書類	内 容
事前点検等	設置作業前、据付器材の外観目視点検
設置作業等	据付器材の設置等（取外し・調整含む。）
外観点検	設置作業終了後、据付器材の外観点検を実施
その他	その他契約に際し、別に指示する事項

2.2.3 使用器材等

据付に必要な器材等は、契約の相手方が準備するものとする。

2.2.4 部品・副資材

据付に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.2.5 据付要領など

据付けに関する技術的な諸調整は、契約の相手方の責任において実施するものとする。

3 品質保証

3.1 機能点検

機能点検が必要な器材については、調達要領指定書によって特に示す場合を除き、当該機器製造会社の取扱説明書にもとづき、作動状況が正常であることを確認し、官側立会いの下に実施するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4.1 保全

保全は、次による。

- 駐屯地等への立入りに際しては、当該駐屯地等所定の立入手続を行うものとする。
- 駐屯地等の中で作業を行う場合、駐屯地等内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通行路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地等関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該地域以外への立入を必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。
- 現場の風紀・衛生及び盗難防止について必要な処置を施すとともに、請負者の責任において管理すること。
- 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同等とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに派遣員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

4.4 その他

その他は、次による。

- a) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地等管理者との調整によって所要の手続をとるものとする。
- b) 役務で発生したこん包材、産業廃棄物は契約の相手方が処分するものとする。
- c) 契約の相手方は、検査その他に必要な技術資料を、官側の要求によって閲覧に供するものとする。
- d) その他で示す特記事項については、調達要領指定書によって指定する。

4.5 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等の申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。

[illegible]

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調 達 要 求 番 号	6 R M C 1 A 0 0 0 3 8
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年6月30日
	作 成 部 課	海田市駐屯地業務隊 補給科
	作 成 年 月 日	令和8年6月30日
品 名	需品器材の据付等役務（ブラインド）①	
仕 様 書 番 号	G Q - Z 0 0 0 0 0 8	

指定事項：

2.1 据付実施場所・期間

- a) 広島県安芸郡海田町寿町2番1号（陸上自衛隊海田市駐屯地）
- b) 据付実施場所については、2号隊舎（第1整備中隊）及び警衛所
- c) 期間については、締結日～令和8年7月31日（内3日予定）とするも細部官側と調整。

① 2号隊舎 第1整備中隊 会議室

番号	品 名	規 格	数量	単位	備 考
1	ユニコンモア35	UMC-35 V1242 W1800×H2000	1	台	
	ユニコンモア35	UMC-35 V1242 W1800×H2000	1	台	

② 2号隊舎 第1整備中隊 中隊長室

番号	品 名	規 格	数量	単位	備 考
2	ユニコンモア35	UMC-35 V1229 W1800×H2000	1	台	

③ 警衛所

番号	品 名	規 格	数量	単位	備 考
3	ユニコンモア 35	UMC-35 V1229 W1600×H1800	1	台	
	ユニコンモア 35	UMC-35 V1229 W1600×H1800	1	台	

2.2.1 据付器材（新規調達物品）

表 1-据付器材（※請負業者が調達を実施し据付も実施）

4.4 その他の必要事項

- a) 需品器材の据え付け役務は、ブラインドの調達も据え付け業者が実施する事。
- b) 需品器材の据付場所については、2号隊舎1階及び警衛所
- c) 需品器材の据付時期については、契約締結後、官側と調整する。
- d) 需品器材の据付に必要な部品及び副資材については、取付施工費に含む。
- e) 取付作業の実施にあたっては、午前8時15分から午後5時までとする。
- f) 駐屯地等への立入りに際しては、当該駐屯地等所定の立ち入り手続を行うものとする。
- g) 駐屯地等の中で作業を行う場合は、駐屯地等内での行動（入門手続き、火気取扱作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立ち入りを禁止する。尚、やむを得ず当該地域以外への立ち入りを必要とする場合については、所定の手続きを行うものとする。
- h) 駐屯地の喫煙規律について、喫煙時間については、1200～1300までとし、喫煙場所については、現地で示す。
- i) 請負業者については、事前に必ず現地の場所を確認し、ブラインドが設置できる物品を調達し、採寸等も実施する事。
- j) 据え付け役務で発生したダンボール等は請負業者が回収する事。
- k) 仕様書等において疑義が生じた場合については、調整先の官側と調整する事。
- l) 調整先：海田市駐屯地業務隊 補給科 補給班長 山根1尉 内線2321
海田市駐屯地業務隊 補給科 調達係 安部2曹 内線2973

※細部据付器材の搬出及び据付場所図及び説明

